

秘笈瀾城古實記注1

四冊之内
磯部氏

その1

【注1】瀾城（はぎ）＝萩の地名は本書に説明されている様に最初嶋榛原（しまのはぎわら）、嶋の榛（しまのはぎ）が語源とされている。そして「萩」を「瀾城」とも書く。「瀾」の字義ははたがしら、諸侯の長。かしら。また、「瀾水」は中国陝西省（長安）を流れる川の名前に付けられている。

【1頁】

長門国

舊事記注1古事記注2等並ひに阿なと、称ス 穴門、穴戸ノ字を用ゆる 日本書記注3垂仁・仲哀・神宮等の紀に穴戸と阿り 天皇の紀に初て長門と阿り 後に欽明天皇の記並ひに穴門と書 孝徳天皇の記に穴戸と阿り 天智天皇の記に又長門と阿り 天武天皇の已後は長門トアリ已上日本記一見ユ 日本記以後の国史古記等悉く長門と云り 倭名鈔注4曰奈加度一ニ云 穴戸は穴ゲ門の中略也加を略するや 長門八門の上略也あを略する也

阿武郡 今俗一あんのこほりと云
先代舊事本記注1曰 阿武国くにのみやつこ 造は鯉まきむくのひしろ（纏力）向日代の朝ミカドの御世注5

【注1】旧事紀＝先代旧事本紀のこと。旧事本紀とも云う。平安初期に物部氏が一族顕彰を目的に「古事記」「日本書紀」などを中心に編纂したとされる。

【注2】古事記＝天武天皇が諸家に伝わる帝記・旧辞の偽りを削り、正しいものを後世に伝えようと舎人の稗田阿礼に誦み習わし、さらに和銅四年（711）元明天皇の命により太安万侶が改めて選録した。和銅五年の成立。

【注3】日本書記＝最初の編年体の正史。天武十年（681）以来の修史事業をもとに舎人親王らが撰述。養老四年（720）の成立。

【注4】倭名鈔＝倭名類聚抄。承平年間（931～938）に源順が醍醐天皇皇女勤子内親王の命により撰述した分類体の百科事典。一〇巻本と二〇巻本の二種類あり、二〇巻本の国郡部には国郡郷名が収録され、古代の地名史料として価値が高い。

【注5】纏向日代朝＝景行天皇

【2頁】

景行かんのつのみこと 神神 祝祝 命十世の孫 味波々の命うましははのみことを国造に定め賜ふと此外古記東鑑等に多く見たり 上古に八国々に国造阿り 今八出雲乃

国の人に残れり 神職を以てなりと云

新選六帳云

長門なる阿ふの郡の 枯榊の誤記 板八もろこし人もすすさめざりけりの誤り さめたり 光俊注1

阿武郡四方の境八東北八台州に隣る 北八多万郡今田 佛坂

石州美濃郡飯の浦を堺と須 良注2 八小川郷土床 石州

美濃郡黒谷に堺ふ 寅卯注3 八加年嘉年 郷白坂 石州鹿足郡

徳地を堺と須 東八徳佐郷野坂 石州鹿足郡津和野に

堺ふ 東南八周防に列す 辰注4 八徳佐郷二三頭山注5 是也 防長

石三州堺嶺也故に三ツかしら山ト云異注6八地福ノ郷大泥注7佐波郡柚木を堺とす 巳注8は生雲郷の篠目 吉木郡宮野を

【注1】光俊「右大弁室葉光俊（真觀）作 新選六帖。「あふのこほりの杣板は唐土人もすさめざりけり」。「すさめ」は遠ざける、嫌って避ける。中国の人も良材と認め珍重したの意。

【注2】良（うしとら）＝北東。 【注3】寅卯＝北東東。

【注4】辰＝南東東。

【注5】三頭山＝三ツが峰（96米）。三つ頭（徳佐）、高神山（柚木）、其外土地により三つが峯、三国岳、本谷山、高岳山などの呼称あり。

【注6】異＝南東。

【注7】地福の郷大泥＝地福下村（現阿東町）清丸（小村）の大土路（小名）。

【注8】巳＝南東東

【3頁】

堺と須 午注1八椿郷夏ノ木原・吉敷郡一ノ坂ヲ堺ふ 南八同国
美祢郡を境ト須 未注2八椿郷雲雀山・美祢郡赤村を境
と須 西は大津郡に比ふ 西八三位郷 今八俗云 飯井・大津
郡飯井川上ヲ以テ境とス 西北八海也 海中八鯖嶋を以大津郡
の境とす 是阿武郡の四 至力 注3なり

椿木郷

和名鈔曰 長門国阿武郡椿木是也 椿木郷八西八玉江坂を
限り 坤 注4八雲雀山一走り 南八周防の国境 巽八川上水源を
究む 東八松本峠を限り 艮 八猪の隈峠に至る 北方乾の角八

海なり 是往古椿木郷四至の境也 今其内を割て村々を立
嶋 榛原今萩とかく

【注1】午＝南。 【注2】未＝西南南。
【注3】四至（しいし）＝所領の東西南北の境界。
【注4】坤（ひつじさる）＝南西。

【4頁】

椿木郷の内にある川嶋なり 国の人略して嶋の榛と計い
今世俗に当嶋の萩と云 當の字は所の名に阿らず当嶋当国
などの當の字の心にあ 嶋の萩と云きを当嶋の榛となるへし
万葉集十卷目詠榛哥一首作者未詳 思子之衣将摺尔
尔保比世與嶋ノ榛原秋不立トモ
此歌当所をを詠す類所なりと云し

前中納言輝元郷の命二曰 凡諸土居住二途阿り 惣而遠
郡近郷是を在郷住の土と云 城内郭前是を萩住の土と
云 其在郷と萩住を分川四至の榜尔注1阿り 其地を俗に
鉄炮榜注2と云 尤此地に鉄炮の制札阿る故也 其四方八西大
瀬 今阿を 申西は参見の中山 今俗に云 坤 八玉江の山田口 原力

【注1】榜尔（榜示、ぼうじ、ほうじ、）＝杭または石などによって領地・領田の境界の標示としたもの。

【注2】鉄炮榜（鉄炮札）＝ここから内で鉄炮を撃つてはならないという鉄炮撃ち禁止区域の札が立っている場所（「萩市史」第1巻194頁参照）。時代によって異なるが、椿東分（越ヶ浜馬鞍山下）、同（後小畑切通し埜）、同（峠の埜）、川上村椿瀬、椿西分（倅坂埜）、同（河内村笠屋）、山田村（奥玉江山田口）、同（青長谷村）、三見村（中山）の九個所にあったと云う。鉄炮札から内を「御塞り」と云った。（同上237頁）鉄炮札と四埜（猪熊埜、手水川埜、倅坂、玉江坂）の内が広義の城下の範囲と考えられていた。

【5頁】

南八鹿瀬坂 午未注1 八河内カウチの入江 巽介上椿瀬 東八松本
埜良 小墾田オワタの切通し今小畑の切通しと云 北乾の方角八海浜也
是を榛はきの四至と云也

唐樋札場ヨリ明木迄道程 注2

一 唐樋橋詰ヨリ大橋注3 迄八丁貳拾八間大橋詰ヨリ天神前関貫注4
迄三丁拾間貫木注4 ヨリ濁淵石橋迄一丁貳拾間石橋ヨリ長藏寺注5

前三ツ辻迄壹丁四拾間
右三ツ辻ヨリ大屋石橋迄九町五拾貳間大屋の町壹町貳拾一間同町
南詰ヨリ壹里山迄九丁貳間 壹里山ヨリ倅坂埜迄拾壹丁廿七間
同埜ヨリ坂の下鳥居八書俣の元石橋迄五丁五拾貳間 右

石橋ヨリ明木土橋迄拾四丁四拾間 明木市尻土橋ヨリ一里山迄四丁

【注1】午未＝南南西。
【注2】唐樋札場ヨリ明木迄＝この道筋は三田尻街道或いは大道。
【注3】大橋＝橋本大橋。
【注4】関貫・貫木（かんぬき）＝「しほり門」ともいう。番人を置いて通行人を監視する為の門。当初は松本口、須佐口、大屋口、玉井口、川上口、小原口の6個所。後、万治制法の規定で鶴江口、松本口、龍造寺かけ口、切口かけ口、大屋坂口、桜渡し上り、玉江渡り上り、の7個所となった。（「萩市史」第1巻193頁）
【注5】長藏寺＝濁淵にある。山号永椿山。開山は正屋。本尊は観世音菩薩

【6頁】

四拾九間ト云 已下芟繁はんをかる
長門浦 いく千代爰なごになごの蜚乙女すむにしげき静の浦浪
又一書二百 阿武松原 幾千代を誰にちぎりて誰人の浦に替らぬ阿ふの松原

長門高三拾六万四千三百六拾三石四斗余新開王御内捨高ト云
三拾四貫九百七拾貳匁三分三厘九毛
但浮役銀現高百石一付貳拾貳匁宛 秣まくさ 稼代ト納之云也
六郡百四拾九ヶ村此内阿武郡貳拾貳ヶ村高三万八千五百拾五石三升之内貳万九千三百拾石貳斗三升貳合田方
九千貳百四石七斗九升八合畠方

一 書一表方八長門高拾六万六千六百貳拾三石六斗四升五合

内

拾三万千式百六石三斗壹升七合 田方
三万五千四百拾七石三斗式升八合 畠方

萩東西三十六丁南北四拾式丁ト云 又東西九丁南北

廿二丁余トモ 御高札場三拾八ヶ所 長門ノ温泉深川^{注1}・依

【注1】深川温泉 山口県長門市深川にある湯本温泉。開湯は1427年。大寧寺の住職が発見したとされ源泉も同寺の所有。江戸時代には長州藩藩主も湯治に訪れた

【7頁】

山^{注1}・川^{注2} 塩浜^{注3} 大津二一 厚狭二千一 古城ノ跡

長府串崎山^{注4}

阿武郡萩ヨリ厚狭郡須惠本山^{注5}迄南北拾五里余

石州野坂^{注6}ヨリ赤間関迄東西拾九里

萩御城下下ヨリ諸所会州境小瀬川^{注7}迄式拾九里同亀尾川^{注8}

迄廿四里廿五丁

石州境野坂迄拾里拾九丁 同仏坂^{注9}迄拾壹里廿八丁

御城下寺社類 寺八拾六ヶ寺・社拾壹社

【注1】依山温泉 山口県長門市依山。1100年の歴史がある。

【注2】川棚温泉 下関市豊浦町川棚下小野。下関街道沿いにあり、藩主であった毛利綱元の本陣や御茶屋が置かれ、湯治湯としての御殿湯もあった。

【注3】塩浜 塩を焼いた浜。

【注4】串崎山 下関市長府町宮崎の櫛崎城址。雄山と云い、又櫛崎八幡社鎮座したために櫛崎城という。貞和五年黒川近江守貞信在城し、その後大内氏部将内藤隆春居城。慶長七年長府藩祖毛利秀元卿討ち入りするとき、再挙して居城とし、同十一年一國一城の幕令によつて破却、爾来三百年間藩の居館とせらる。礎石山上、山下所々に残り、眺望また絶佳。(「防長風土記」より)

【注5】須惠本山 現小野田市 長門本山駅付近。本山岬。

【注6】野坂 国道九号線で山口から益田へ向かう途中、徳佐を過ぎて津和野に入る手前の峠が野坂峠。山口県と島根県の県境。

【注7】小瀬川 広島県大竹市と山口県玖珂郡和木町の県境を流れる川。四境戦争の激戦地。

【注8】亀尾川 (きび川) 山口県玖珂郡美和町秋掛の地名。小瀬川上流。

【注9】仏坂 山口県萩市田万川地区と島根県益田市の県境。往時は関所があった。

【8頁】

長門国諸郡^{長府領 寺除之} 五百廿三ヶ寺ト 社三百六拾四社 堂式百七宇

同浦数三拾式ヶ所 同湊数拾三ヶ所

長州ト石州海辺ノ境タタラ崎^{注1}ヨリ芸州ト防州岩国境

迄海辺九拾式里余 但大嶋郡ヨリ廻リ而も百拾里余

寛延三年十二月町奉行赤木丹下兼^{かねさだ}定^{注2}役中ノ改メ

萩町数式^{五十餘}拾八町^{注3} 藏類四百式拾四 竈数三千八百七十

六 内本軒^{注4}六百六拾五ト云

又曰家数 四千拾五軒当町・三百七拾二軒浜崎 竈数四千三百五十八問^当ふ町・五百四浜崎 人数 男七千九百七拾六人 女六千六百五十

七人 当町・男九百五拾式人 女七百九拾五人 浜崎

萩ヨリ芸州龜尾川迄十一^略野坂迄 同佛坂迄八^略同

【注1】タタラ崎（鈿崎）日本海川の山口県と島根県の県境にある岬。山口県萩市田万川大字市味たたらざき。

【注2】赤木丹下兼定役中兼定が萩町奉行であった期間は宝暦三年四月八日から同四年七月二十日まで。

【注3】萩町数萩町奉行の管轄で、且つ町年寄が置かれていた基本的な町（本町）の数は享保六年平安古町が一丁目、二丁目に別れたとき28で、これに濱崎町と濱崎新町を加えると30町であった。但し、町年寄が居ない脇町を加えた数は元禄八年54町、宝永七年58であった。（萩市史第一巻205頁）

【注4】本軒本百姓、百姓軒。本来は自立自営の高持百姓を意味し、無高小前の門男百姓と区別した。本百姓は田島の持高に応じた年貢諸負担の外に、軒別当りの門役銀を負担した。しかし持高の高下があるので、門役銀に等差をつけ、一軒分を課するものを本軒とし、半軒分を課するものを半軒とした。天保四年徳地宰判の規定では一〇石〇一以上一五石を本軒、七石〇一以上一〇石を七歩五朱軒、四石〇一以上七石を半軒、二石五斗以上四石を四半軒とし、二石五斗以下を門男とした。なお、一五石〇一以上は一軒半持、二軒持、三軒持等、持高に応じて高くしたが上関宰判においては、室津村風土注進案に一〇軒持という例が見える。なお「門役銀」（かどやくぎん）とは本百姓の軒役として領主台所用の薪を各戸から現物徴収したものを起原とし、後に代銀納となった軒別税のこと。（山口県近世史研究要覧「43頁、153頁より）

【9頁】

赤間関迄九^略内防府江四^略三ノ曲輪^{くるわ}武士屋^{やしき}布百四拾八ヶ所 城外同九百三拾五ヶ所ノ在郷屋敷御本手計三万拾九軒 在郷牛一万七千四百三拾式疋 馬七千拾壹疋 寺数五百式拾三ヶ寺 社三百六十四社 堂式百七宇

長陽瀨城誌

萩所々

- 一 岩国屋敷^{注1}後ノ浜を花の江ト云 一 深野町後を藤か江ト云
- 一 御蔵元ヨリ飯田町の下迄松か江と云 一 高句驪^{こくろ}ト書よし
- 一 今魚棚^店ヨリ浜崎迄を阿孤か江と云
- 一 益玄殿^{益田元祥}注2下を井口ト云 萩か江共云 古萩新町の事なり
- 一 佐世雅楽屋敷^{注3}の下ヨリ松本の河原町迄月見か河原ト云
- 一 松本市を花懸^{園の談記}の市ト云

【注1】岩国屋敷萩城二の丸（深野町）の吉川監物屋敷。

【注2】益玄殿益田玄蕃元祥のこと。

【注3】佐世雅楽屋敷唐樋札場の北側、佐世主殿屋敷。

【10頁】

- 一 同 薬師堂^{注1}を花園山光春寺ト云
- 一 荒神の端を東の嶽と云
- 一 唐人山^{注2}の上を権現嶽と云

- 一 大照院の山をおも影^{注3}ト云
- 一 小川権左衛門屋敷^{注4}ノ端を塩見坂ト云 松本橋の西
- 一 益田河内屋敷^{注5}を松虫か嶽ト云
- 一 右の崎^{注6} 上白見か嶽と云

【注1】薬師堂 現松本市広巖寺。山号花園山。天平年中の創建と伝える。薬師堂を起原として永享年中(1429～40)に天台宗花園山安養寺が建立された。のち荒廃して薬師堂のみ残っていたので、慶長年中、毛利氏萩打入の時、開山一天大佐和尚が再興し廣巖寺と寺号を改めた。(「萩市史」第一巻99頁参照)

【注2】唐人山 萩市大字椿東。東光寺の東裏手の山。

【注3】おも影 面影山。平野山城。標高260m。享保の頃から面影山(佛山とも)の名称が用いられ始めた。古くは桜山とも呼ばれた(「萩市史」第一巻86頁参照)

【注4】小川権左衛門屋敷 不明。奥玉江の小名に塩見坂あり。「萩古実未定之覚」では「権右衛門」となっている。

【注5】益田河内屋敷 「萩古実未定之覚」では益田孫左衛門殿屋敷と書かれている。孫左衛門は井原就祥で益田元堯5男、初就堯、山三郎、内記、三郎兵衛、孫左衛門 井原彦右衛門就俊養子

【注6】右の崎 右の先(「萩古実未定之覚」による)